

令和8年2月24日提出

# 令和8年2月定例県議会報告事項

鳥 取 県



## 目 次

報告第 1 号	議会の委任による専決処分 <sup>の</sup> 報告について……………	1
	(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	2
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	4
	(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	6
	(4) 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例及び鳥 取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例……………	8
	(5) 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	11
報告第 2 号	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について……………	16
報告第 3 号	長期継続契約の締結状況について……………	17



## 報告第1号

### 議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## (1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

鳥取市 企業

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金4,798円を支払うものとする。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和7年11月28日

#### (2) 事故発生場所

米子市古豊千地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方使用の軽乗用自動車の後部右側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

## (2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

甲 兵庫県加西市 個人

乙 兵庫県姫路市 企業

丙 神戸市 企業

丁 加西市

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金450,500円を

甲に、229,090円を乙に、それぞれ支払うものとする。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金162,200円を甲に、419,946円を丙に、40,321円を丁に、それぞれ支払うものとする。

### 3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年2月25日

(2) 事故発生場所

西伯郡大山町飯戸地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、一般県道大山口停車場大山線を小型乗用自動車で行中、沿道の樹木から落下してきた雪が当たり、同車両が破損するとともに、和解の相手方甲が負傷したものである。

### (3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

#### 1 和解の相手方

鳥取市

#### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金23,023円を支払うものとする  
と。

#### 3 事故の概要

##### (1) 事故発生年月日

令和7年1月30日

##### (2) 事故発生場所

鳥取市布勢地内

##### (3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、方向転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置するガードレールに衝突し、同ガードレールを破損させたものである。

#### (4) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和8年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
	(事務の委託)	第8条 知事は、学校の施設設備の保全、授業並びに <u>学生</u> の募集及び		(事務の委託)	第8条 知事は、学校の施設設備の保全、授業並びに <u>生徒</u> の募集及び

入学選抜試験の実施に関する事務並びにこれに附随する事務（知事  
のみの権限に属するものを除く。）を一般社団法人鳥取県歯科医師  
会に委託する。

入学選抜試験の実施に関する事務並びにこれに附随する事務（知事  
のみの権限に属するものを除く。）を一般社団法人鳥取県歯科医師  
会に委託する。

（鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
（休学等の許可） 第6条 第3条の規定による許可を受けた者（以下「 <u>学生</u> 」という。） は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、 規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により休学している <u>学生</u> は、その理由がなくなつたた め復学しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許 可を受けなければならない。	（休学等の許可） 第6条 第3条の規定による許可を受けた者（以下「 <u>生徒</u> 」という。） は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、 規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により休学している <u>生徒</u> は、その理由がなくなつたた め復学しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許 可を受けなければならない。	（休学等の許可） 第6条 第3条の規定による許可を受けた者（以下「 <u>生徒</u> 」という。） は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、 規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により休学している <u>生徒</u> は、その理由がなくなつたた め復学しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許 可を受けなければならない。	（除籍） 第7条 知事は、 <u>生徒</u> が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍 をすることができる。	（除籍） 第7条 知事は、 <u>生徒</u> が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍 をすることができる。	（除籍） 第7条 知事は、 <u>生徒</u> が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍 をすることができる。

(1)・(2) 略

(懲戒)

第8条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、学生に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に限り、行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる学生
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる学生
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない学生
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した学生

(1)・(2) 略

(懲戒)

第8条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に限り、行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる生徒
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる生徒
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない生徒
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した生徒

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## (5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和8年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(手数料の徴収)	第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に	(手数料の徴収)	第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に		

定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(58) 略

(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第6項(同条第13項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第13項の承認を受けようとするときの調査 (1)～(9) 略	略
2 医薬品医療機器等法第14条第6項の期間を経過することの調査 (1)～(9) 略	略

(58の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第8項の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医

定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(58) 略

(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第7項(同条第15項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第15項の承認を受けようとするときの調査 (1)～(9) 略	略
2 医薬品医療機器等法第14条第7項の期間を経過することの調査 (1)～(9) 略	略

(58の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく医

<p>薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(59の2)～(329) 略</p> <p>2 略</p>	<p>薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(59の2)～(329) 略</p> <p>2 略</p>
<p>第2条 鳥取県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(58) 略</p> <p>(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第6項(同条第14項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	<p>改 正 前</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(58) 略</p> <p>(58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第6項(同条第13項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>

区分	金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第14項の承認を受けようとするときの調査 (1)～(9) 略	略
2 略	略

(58の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第14項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～オ 略

(59の2)～(329) 略

2 略

区分	金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第13項の承認を受けようとするときの調査 (1)～(9) 略	略
2 略	略

(58の3) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第8項の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

略

(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～オ 略

(59の2)～(329) 略

2 略

## 附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等

の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 報告第2号

### 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数 について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第54条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数を次のとおり本議会に報告する。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

（令和8年1月1日現在）

常 勤 職 員 の 区 分	人 数
1 常時勤務に服することを要する職員	48人
2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの	0人

## 報告第 3 号

### 長期継続契約の締結状況について

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年鳥取県条例第 12 号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり本議会に報告する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	令和の改新戦略本部デジタル局デジタル改革課	物品	ノートパソコン	50台	米子市河三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	935,979	令和8年1月5日 ～令和9年3月31日	鳥取県令和の改新戦略本部デジタル改革課ほか2所属
2	商工労働部雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク	物品 保守	統合脅威管理装置	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	485,760	令和8年1月7日 ～令和12年3月18日	鳥取県商工労働部雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク
3	警察本部会計課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	月当たり賃借料 67,000円 及び使用1枚当たり 黒 1.00円 カラー 2.88円	令和7年12月26日 ～令和8年10月31日	鳥取県警察本部警備第二課
4	中央病院	物品 保守	複合機	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	月当たり賃借料 5,700円 及び使用1枚当たり 黒 2.20円	令和8年1月5日 ～令和13年1月31日	鳥取県立中央病院
5	厚生病院	物品 保守	ノートパソコン	167台	米子市河三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	51,480,000	令和7年12月23日 ～令和12年2月28日	鳥取県立厚生病院

この冊子は100部作成し、1部当たりの印刷単価は460円です。